

令和6年度 上磯中学校の部活動に係る活動方針

活動方針策定の趣旨等

- 本校は、学校教育目標等を踏まえ、「上磯中学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定する。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や練習時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々との触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないように配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- 本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、改革に取り組むとともに、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものとする。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりしない。

1 適切な運営のための体制整備

(1)設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

- 陸上競技部 ○野球部(拠点校 大野中) ○サッカー部(拠点校 上磯中)
- ソフトテニス部 ○バスケットボール部 ○卓球部 ○バレーボール部
- バドミントン部 ○柔道部 ○吹奏楽部 ○美術部 ○合唱部 ○茶道部
- ボランティア部 ○特別部活動

(2)「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。

○連絡先：〒049-0156 北斗市中野通320-4 北斗市立上磯中学校

TEL 0138-73-2076

FAX 0138-73-1406

Mail kamityu@educet01.plala.or.jp

○担当：教頭 畑 大輔

(3)年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ア 各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- イ 部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、校長の承認を得る。
- ウ 校長は、各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- エ 校長は、部活動顧問に対し、年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、「活動方針」と合わせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

(4)指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒数や教師数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるように、適正な数の部を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問配置にするなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ウ 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体のものとなるよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場、部活動顧問会議を定期的に設ける。
- エ 校長は、部活動指導員の配置にあたって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等について、指導し徹底させる。
- オ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定)」、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

校長及び部活動顧問は、部活動の実施にあたっては、生徒の体調変化、環境の変化、生徒の健康管理を十分に注意し、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(1)運動部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、部活動の実施にあたっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶に向け、次に掲げる点について徹底する。

- ① 部活動顧問は、毎回の活動を開始するにあたって、事前に生徒の健康観察を行い、体の不調や体力の不安、外傷等が認められる場合には当該生徒を休養させるなどの措置を講ずる。
- ② 部活動顧問は、毎回の活動を開始するにあたって、事前に活動場所や活動に必要な用具の点検を行い、破損や不備が認められる場合には使用を取りやめる。
- ③ 校長は、定期的に巡視を行い、活動場所や活動用具に破損や不備がないかを確認し、破損等が認められた場合には、部活動顧問に対し使用を中止するよう速やかに指導する。
- ④ 部活動顧問は、毎回の活動を開始するにあたって、生徒に十分なウォーミングアップを行わせ、活動中のけがの防止に努める。
- ⑤ 部活動顧問は、活動にあたって屋内外を問わず熱中症の予防に十分配慮する。なお、熱中症の予防については「暑さ指数 (WBGT)」を参考にし、「暑さ指数」が 3 1℃以上ある場合には活動を中止し、「暑さ指数」が 2 5℃以上ある場合には持久走や激しい運動など体温が上昇しやすい活動を避けるとともに、十分な休息や水分・塩分の補給に配慮する。
※「暑さ指数 (WBGT)」とは、労働環境や運動環境の指針として認められ、ISO 等で国際的に規格化されている。
- ⑥ 部活動顧問は、適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- ⑦ 部活動顧問は、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」とをしっかりと区別し、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ることは、もちろんのこと懲戒としての体罰が禁止されていることは当然である。また、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は決して

許されない。

これは、教師（または外部指導者）と生徒間のみならず、生徒同士（先輩と後輩間等）でも同様であり、そうした行為が行われないよう適切な指導を行う。

イ 校長は、運動部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、運動部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。

- ① スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること
- ② 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- ③ 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- ④ 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- ⑤ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行うこと。

(2)文化部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶に向け、次に掲げる点について徹底する。

- ① 部活動顧問は、毎回の活動を開始するにあたって、事前に生徒の健康観察を行い、体の不調や活動に困難がある外傷等が認められる場合には当該生徒を休養させるなどの措置を講ずる。
- ② 部活動顧問は、毎回の活動を開始するにあたって、事前に活動場所や活動に必要な用具の点検を行い、破損や不備が認められる場合には使用を取りやめる。
- ③ 校長は、定期的に巡視を行い、活動場所や活動用具に破損や不備がないかを確認し、破損等が認められた場合には、部活動顧問に対し使用を中止するよう速やかに指導する。
- ④ 部活動顧問は、活動にあたって屋内外を問わず熱中症の予防に十分配慮する。
尚、熱中症の予防については「暑さ指数（WBGT）」を参考にし、「暑さ指数」が3 1℃以上ある場合には活動を中止し、「暑さ指数」が2 5℃以上ある場合に

は体温が上昇しやすい活動を避けるとともに、十分な休息や水分・塩分の補給に配慮する。

- ⑤ 部活動顧問は、適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- ⑥ 部活動顧問は、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」とをしっかりと区別し、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る、蹴ることはもちろんのこと、懲戒としての体罰が禁止されていることは当然である。また、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は決して許されない。

これは、教師（または外部指導者）と生徒間のみならず、生徒同士（先輩と後輩間等）でも同様であり、そうした行為が行われないよう適切な指導を行う。

イ 校長は、文化部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

- ① 生徒の技能の向上や、生涯を通じて文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- ② 生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学習・運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、次を基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。
- ③ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とするよう努める。休養日には、学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ④ 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（中体連等が主催する大会、主なコンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合）は、平日の活動時間を3時間以内、週末の活動時間を4時間以内の週16時間

以内とし、休養日に活動を行った場合には、代替の休養日を実施する。

尚、ここでいう大会やコンクールは、参加することが校長により承認され、1の(3)アにより作成した年間計画に明記されたものとする。

- ⑤ 長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、7日程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑥ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

休業日の活動時間は、大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連等が主催する大会、主なコンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合を除く。

イ 北海道の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動等についても、休養日及び活動時間は上記の基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、次に示すように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いも可能とする。

※原則どおり運用することが困難と認められる場合の特例

- ・休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。
- ・活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度としたうえで、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が3時間程度となるように実施すること。

ウ 学習と部活動及び睡眠等のバランスを図るため、定期試験前3日程度の活動休養日等を設定する。尚、本来部活動の行われている時間帯を活用して「学習会」等を設定する場合においても、上記ア⑥に定めた時間で行い、教員の指導のもとに行う。

エ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「北海道の部活動の在り方に関する方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。策定した「学校の部活動に係る活動方針」、「相談・要望窓口の担当者」及び、1の(3)のアに示す「年間の活動計画」を町に報告する。

また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム・拠点校等の編成

ア 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・文化活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。尚、部活動の設置や統廃合にあたっては、校内で十分に検討、もしくはガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解を得るように努め、長期的な見通しをもって行う。

イ 少子化に伴い、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の取組を検討することとし、校長は、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断する。

尚、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間に含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施にあたっては、成長期にある生徒が、学習・運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ・文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・文化活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、取組を推進することについて保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、本方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域の行事、催し物等を含む。以下同じ。）の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。その際、参加すると定めた大会

等については、1(3)アに示す「年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）」に明示する。

6 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

ア 校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び町内・管内での周知・普及に努める。

(2) 部活動顧問と生徒の信頼づくり

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを徹底するよう指導する。また、部活動顧問は、校長の指導を踏まえ適切な指導を行う。

- ① 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、確認させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とすること。
- ② 部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導にあたって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為をしないこと。
- ③ 女子の指導にあたっては、女子特有の健康問題<女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等>の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(3) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

ア 部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを徹底する。また、部活動顧問は、校長の指導を踏まえ適切に指導を行う。

- ① 生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団作りを行うこと。

(4) 家庭との連携を図る取組

ア 校長及び部活動顧問は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

(5) 障がいのある生徒の部活動の充実

ア 校長及び部活動顧問は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

7 その他

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。